

平成 29 年 6 月 定例県議会

教育委員会関係質問及び答弁要旨

(本 会 議)

教育委員会

平成 29 年 6 月 議会知事・教育長答弁要旨

[区分] 一般質問 [月 日] 6月20日(火)

質問者	質問事項	答弁要旨	担当課
徳永議員 (自民)	<p>[今治福祉圏域における重症心身障がい児等について]          ◎重症児等の特性に配慮した特別支援学校による教育機会の確保に向け、圏域の教育的ニーズを踏まえ、どう取組みを進めるのか。</p>	<p>重症心身障がい児等を対象とした特別支援学校については、児童生徒のニーズや実態等を踏まえ、平成27年度に、新居浜特別支援学校川西分校及び宇和特別支援学校肢体不自由部門を開設し、しげのぶ特別支援学校と合わせて、県内全域を東中南予の3校でカバーする体制を整えたほか、スクールバスの増便や運行ルートの延伸・経路の見直しなど、通学負担の軽減にも努めている。こうした中、今治圏域の重症心身障がい児については、現在、県立学校関係で、新居浜特別支援学校川西分校に3名、しげのぶ特別支援学校に4名通学するほか、5名が在宅で今治特別支援学校の訪問教育を受けるなどしており、保護者等から通学負担の更なる軽減や今治市内に通学可能な特別支援学校の設置を望む声があることは承知している。</p> <p>県教育委員会としては、当該児童生徒個々の教育ニーズ等を十分に勘案し、引き続き、通学負担の軽減等に努めるほか、施設の設置等については、県内全体の状況や児童生徒数の推移、教職員の配置や設置・運営経費等を考慮しながら、より良い学習環境づくりに向けた課題のひとつとして、その必要性等を検討してまいりたい。</p>	特支
古川議員 (維新)	◎「愛媛／松山ミュージアム・ストリート連絡協議会」の活動を通じ、県美術館への新たな来館者の獲得にどのように取り組むのか。	<p>県美術館は、企画展や所蔵品展による美術鑑賞機会の提供はもとより、県民ギャラリーの開設や各種講座の開催等を通じ、平成27年度までの過去5年間平均で、全国の都道府県立美術館65館中10位となる約38万人が来館するなど、多くの方々に利用されている。</p> <p>こうした中、昨年10月、県美術館の主導により、松山市内の中心部等に点在する、多彩な8つのミュージアムが「愛媛／松山ミュージアム・ストリート連絡協議会」を設立し、相互の連携強化による芸術鑑賞機会の提供と来館者数の増加等を目的に、クーポンブックへの特典掲載の共同実施や、今後の活動推進のためのアンケート調査等を行っており、今年度は、1施設の追加加入のもと、共同チラシによるPR、正岡子規生誕150年を統一テーマとした展示協力などを予定している。</p> <p>同協議会では、将来的には、商店街等の異分野との連携も視野に入れ、にぎわい創出や地域活性化につながる取組みを検討したいと考えており、県美術館としても、ミュージアム・ストリート活動等を通じて、相乗効果による集客力向上や、当地ならではの質の高い文化的なおもてなしの提供に努め、街歩きの流れを美術館に呼び込むことにより、新たな来館者の獲得を図ってまいりたい。</p>	文化財

平成 29 年 6 月 議会知事・教育長答弁要旨

[区分] 一般質問 [月 日] 6月20日(火)

質問者	質問事項	答弁要旨	担当課
赤松議員 (自志)	◎スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールに指定されている宇和島水産高校と今治工業高校における人材育成に、どのように取り組んでいくのか。	<p>地域産業を支える人材の育成には、優れた県内企業等との密接な連携のもと、スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール事業を積極的に活用し、実践的な職業教育を推進することが有効と考えておる、昨年度の今治工業高校に続き、宇和島水産高校が指定を受けたところ。</p> <p>この指定を生かし、今治工業高校では、造船コースの2年生22名が、地元企業等の指導を仰ぎ、4月に完成した実習棟で鉄板のプラズマ切断やアーク溶接など、実際の造船工程に即した、高度な知識・技能の習得に努めている。</p> <p>また、宇和島水産高校では、「鯛媛(たいひめ)カレー」など地元企業等と共同開発した商品の販売や、フィッシュガールによるマグロ解体ショーを通じた県産養殖魚のPRなど、これまでの产学研官連携の取組みを発展させるとともに、新たに海外向けの水産加工品の開発に挑戦することで、食品製造のグローバル基準に対応した専門知識を身に付け、水産業の発展に寄与する人材の育成を目指すこととしている。</p> <p>県教育委員会としては、今後とも、地域産業の活性化に資する人材の育成に向け、両校を核に、地域に密着した特色ある職業教育に取り組むとともに、高校卒業後の県内への定着等にも努めてまいりたい。</p>	高校

平成29年6月議会知事・教育長答弁要旨

[区分] 一般質問 [月日] 6月21日(水)

質問者	質問事項	答弁要旨	担当課
松尾議員 (自民)	◎教員の多忙化解消に向け、民活運動部活動支援事業にどのように取り組んでいくのか。	<p>運動部活動の指導が教員の長時間勤務の要因のひとつとなっており、また、競技経験や専門的知識を持たない教員の中には心理的な負担を感じる者もいることから、国が新たに導入した部活動指導員制度の本県での活用に向け、6月補正予算案に「民活運動部活動支援事業」を計上したところ。</p> <p>同事業では、指導員の身分の取扱いや人材の確保、経費の負担等の課題を検証するため、中学、高校のモデル校5校に、民間競技団体等に所属するスポーツ指導者を部活動指導員として配置し、これまで顧問の教員が担ってきた実技指導や対外試合等の引率にあたらせるほか、プロスポーツ団体との連携によりモデル校に選手を派遣し、競技力強化の取組みを支援するなどの実践研究を予定している。</p> <p>県教育委員会としては、こうした取組みで得られたノウハウや成果等を基に、スポーツ庁が本年度末を目指して策定するガイドライン等も踏まえ、部活動指導員による指導体制構築のあり方や具体的な推進方策等を検討し、教員の多忙化解消等につなげていくこととしている。</p>	保育
西田議員 (自志)	◎学芸員の役割をどう位置付け、どのように活用していくのか。	<p>歴史資料や美術品等の収集・保管、展示及び調査研究を通じて博物館や美術館等の運営を支える専門職員である学芸員には、資料等が持つ価値や意義を見出し、論文発表や、一般の方々への分かりやすい説明などにより、創造的かつ積極的に情報発信することが求められているほか、文化交流機会やイベント等を通じ、地域課題の解決や地域活性化に寄与する役割を担っている。</p> <p>現在、本県では34名の学芸員が、自然科学、歴史、芸術等の各分野で専門性を生かした調査研究を行うとともに、歴史文化博物館の学芸員による「愛媛の災害の歴史」に関する講演、総合科学博物館の学芸員による「四国西予ジオパーク推進協議会」などの各種委員会への委員としての参画など、成果を県民に普及する活動等にも積極的に取り組んでいるところ。</p> <p>県教育委員会としては、引き続き、学芸員の調査研究の深化に努めるとともに、知事部局、市町、大学等の関係機関とも密接に連携しながら、生涯学習の支援や、防災減災対策、自然や文化を生かしたまちづくり、環境保全など、県民や地域のニーズに的確に対応した学芸員の取組みを促進し、博物館等が持つ知的ストックを地域の活性化等に生かしてまいりたい。</p>	生涯文化財

平成 29 年 6 月 議会知事・教育長答弁要旨

[区分] 一般質問 [月 日] 6月21日(水)

質問者	質問事項	答弁要旨	担当課
中議員 (公明)	◎本県の公立小中学校のトイレの洋式化の現状はどうか。また、洋式化にどのように取り組んでいるのか。	<p>学校のトイレについては、家庭での洋式化が進み、和式を使用しにくい子どもが増加する中、「他人の座った便座に抵抗を感じる児童・生徒の存在」や、「和式の使い方を学ばせるべきとの意見」も考慮した上で、学校設置者が改修等における和式・洋式の設置比率を検討することが望ましいとの考え方が文部科学省から示されている。</p> <p>これを受け、県内各市町では、財政状況や必要性等を勘案しながら、校舎の大規模改修に併せた効率的な整備等が適宜進められており、公立小中学校のトイレの洋式化率は、平成 28 年 4 月現在で 38.1%と、全国平均の 43.3%は若干下回るもの、県が独自調査した平成 26 年度と比べると、8.4 ポイント上昇している。</p> <p>県教育委員会では、毎年度、各市町の洋式化の状況や改修計画等を確認し、「公立学校施設整備事業等説明会」等で指導・助言を行うほか、全国都道府県教育長協議会を通じ、トイレ整備事業等の円滑な実施に必要な助成予算額の確保を国に要望しているところであり、今後とも、学習・生活の場である学校にふさわしい、快適な環境が確保されるよう、計画的かつ適切なトイレの洋式化を促進してまいりたい。</p>	義務
	◎部活動の休養日設定を含め、深刻化する教員の長時間勤務の改善にどう取り組んでいるのか。	<p>教員の多忙化対策は、教員個人のワーク・ライフ・バランスの充実や、教育の質の向上を図る上からも、重要かつ喫緊の課題と認識しており、昨年 10 月に「県教職員業務改善方針」を策定し、業務量に応じた弾力的な教員配置のほか、研究指定校や学校行事の厳選、ICT を活用した事務処理の効率化等に取り組んでいるところ。</p> <p>さらに、運動部活動では、生徒の健康管理と教員の負担軽減を図るため、学校の決まりとして週 1 回以上の休養日を設定するよう、県立学校や市町教育委員会を指導しており、大洲市が、市内 9 つの中学校に統一的に休養日を設定するルールを定めるなど、本年 5 月 1 日現在、65 校すべての県立学校と公立中学校 127 校中 104 校、合わせて全体の 88% が、週 1 回以上の休養日を設けている。</p> <p>県教育委員会では、こうした業務改善に向けた取組みを加速させるため、新たな実践研究に着手することとし、新居浜市と西条市をモデル地域として、福祉分野の外部専門スタッフの学校配置や民間コンサルティングの実施等による効果を検証するとともに、民間の人材 5 名を県内の中学・高校の部活動指導員に配置する経費を 6 月補正予算案に計上しており、教員が心身の健康を維持しながら、意欲的に職務に取り組み、児童生徒一人ひとりと向き合う時間を確保できるよう、長時間勤務の改善に努めてまいりたい。</p>	義務 高校 保育

平成 29 年 6 月 議会知事・教育長答弁要旨

[区分] 一般質問 [月日] 6月21日(水)

質問者	質問事項	答弁要旨	担当課
渡部(伸) 議員 (市民)	[県立学校の公費会計・私費会計の負担区分について] ◎県立学校における校舎の維持修繕費については、その負担を保護者に転嫁することを認めているわけではなく、市町村の例に準じるべきと考えるがどうか。	地方財政法においては、県立学校における校舎の維持修繕費について、保護者負担を禁止しておらず、県教育委員会では、公費による予算措置のほか、各校の判断により、必要に応じて私費を充当しているものである。	高校特支
	[県立学校の公費会計・私費会計の負担区分について] ◎県立高校の冷房は、学校に備え付けられるものであり、学校の管理運営費に相当するものであることは明らかと考えるがどうか。また、冷房の設置状況に高校間で格差がある現状は、一刻も早く改善すべきと考えるがどうか。	県教育委員会では、生徒の体温調節等の健康に配慮すべき場合や、静ひつな学習環境を確保する等のため、保健室や図書室、パソコン教室等には、学校の管理運営費に相当するものとして公費による冷房の設置を進めているが、普通教室については、保護者から強い要望があった場合には、私費により設置しているところ。 保護者からの要望の有無により、学校間での整備状況は異なっているが、1学級の生徒数が極端に少くない限り、1人当たりの冷房の設置の負担が大きく変動することはないと考える。	高校
	(再質問) ◎冷房は、学校に備え付けのものであり、公費で支出すべきであると思うが、再度見解をお伺いしたい。 ※次ページ上段の質問事項と併せての再質問。	さきほどお答えしたとおり、普通教室の冷房については、保護者から強い要望があった場合にのみ私費により設置している。	

平成29年6月議会知事・教育長答弁要旨

[区分] 一般質問 [月日] 6月21日(水)

質問者	質問事項	答弁要旨	担当課
渡部(伸) 議員 (市民)	[県立学校の公費会計・私費会計の負担区分について] ◎県立高校の冷房設置は、公費負担にすべきであったと考えるがどうか。意思決定過程の妥当性をどう考えるのか。	普通教室に冷房を設置している各校においては、保護者からの強い要望を受け、必要に応じて設置・運用されているものであり、問題はないと考えている。	高校
	[県立学校の公費会計・私費会計の負担区分について] ◎公費・私費の負担区分の問題は、十分な予算が学校に配分されていないことや、学校運営に当たって公費予算の使い勝手がよくないため、やむを得ず私費で対応してきたということに問題があるのではないか。	県立学校の運営費については、例年、各校からの希望額に応じ、総予算の範囲内で必要額を配分し、また、年度途中に追加要望が生じた場合には、必要性を十分精査したうえで、追加配分を行い、対応しており、今後とも、真に必要な教育予算は確保することとしている。	高校特支
	(再質問) ◎本当に必要な予算であるのかということの判断基準はどのようにになっているのか。	必要性を十分に精査した上で、実施している。	

平成29年6月議会知事・教育長答弁要旨

[区分] 一般質問 [月日] 6月21日(水)

質問者	質問事項	答弁要旨	担当課
渡部(伸) 議員 (市民)	[県立学校の公費会計・私費会計の負担区分について] ◎学校現場では、シーリングへの調整として消耗品費を減額して予算編成し、その減額分を私費会計に頼らざるを得ない状況があることを、県教委はどの程度認識しているのか。また、今後改善される見通しはあるのか。	さきほどお答えしたとおり、学校運営に必要な予算は措置されているものと考える。	高校特支
	[県立学校の公費会計・私費会計の負担区分について] ◎「公費」で負担すべきであるが、PTA会計などの「私費」から支出されているものが、現行どの程度存在しているのか調査を求めたいがどうか。	各校の私費会計については、県教育委員会が平成23年3月に策定した「愛媛県県立学校私費会計等取扱マニュアル」に基づき、各校ごとに適正に処理されていることから、調査等を行う考えはない。	高校特支
	[県立学校の公費会計・私費会計の負担区分について] ◎支出の適正化を図るために、調査すると同時に県教委としての公費・私費の負担区分の判断基準を明確にし、各学校及びPTAに通知してほしいがどうか。	各校における私費会計の取扱いについては、「愛媛県県立学校私費会計等取扱マニュアル」を策定し、順次改定を加えながら、各校へ通知しているところであります。必要に応じて、PTAにも説明をしている。	高校特支

平成29年6月議会知事・教育長答弁要旨

[区分] 一般質問 [月日] 6月21日(水)

質問者	質問事項	答弁要旨	担当課
渡部(伸) 議員 (市民)	[全ての県立学校における冷房の完備について] ◎県立高校の普通教室及び特別教室における、現在の冷房設置状況と今後の見通しはどうか。	県立高校の普通教室には、公費による冷房設置は行っておらず、生徒が利用する特別教室等には、47校に計219台を公費で整備している。 今後とも、特別教室等については、生徒の状況や学校の特色などを考慮しながら、整備を進めることとしている。	高校
	[全ての県立学校における冷房の完備について] ◎県立特別支援学校の冷房の設置状況はどうか。また、冷房を急いで設置すべきと考えるがどうか。	県立特別支援学校の教室への冷房の設置率は、本年4月1日現在で48.0%であり、学校ごとの設置率にはばらつきがあるものの、肢体不自由を対象とする全ての学校では、全教室に設置済みである。 また、残りの特別支援学校においても、校舎の改修等に併せ、体温調節の難しい子供の在籍状況等を勘案し、整備を検討することとしている。	特支
	[全ての県立学校における冷房の完備について] ◎県立学校の寄宿舎における冷房設置状況はどうか。また、その対策をどう考えているのか。	県立高校寄宿舎の談話スペースや食堂には、公費で冷房が設置されているところである。居室については、プライベート空間であることも鑑み、保護者負担により設置することとしており、県有寄宿舎のある5校中、川之石高校では、すべての居室に私費で整備されている。 また、県立特別支援学校の寄宿舎については、全居室に、公費で冷房が設置されているところ。	高校 特支
	(再質問) ◎寄宿舎の冷房は、生徒個人のものではなく、学校に付属したものであり、公費で設置されるべきだと思うが、再度認識をお伺いしたい。	居室については、プライベート空間であり、保護者負担により設置することとしている。	

平成29年6月議会知事・教育長答弁要旨

[区分] 一般質問 [月日] 6月21日(水)

質問者	質問事項	答弁要旨	担当課
渡部(伸) 議員 (市民)	<p>〔全ての県立学校における冷房の完備について〕            ○生徒の安全を最優先に考え、宇和島水産高校の寄宿舎の移転を検討すべきと考えるがどうか。</p>	<p>宇和島水産高校寄宿舎については、耐震診断の結果、耐震性を有しておりますが、津波への対策についても、津波緊急避難場所に指定されている寄宿舎近隣の山道への避難で対応することとしており、現在のところ、防災上の理由による寄宿舎の移転は考えていない。</p>	高校
	<p>〔全ての県立学校における冷房の完備について〕            ○本県の公立学校への冷房設置率をどう評価し、どう改善する予定なのか。</p>	<p>県立学校の普通教室については、高等学校が、平成26年4月の65.9%から、平成29年4月に72.4%に、特別支援学校は、39.1%から49.1%に増加するなど、着実に整備が進んでおり、特に、特別支援学校においては、体温調節が難しい子供の在籍状況等を勘案し、公費による整備を検討することとしている。            小中学校については、4.6%から、5.9%に増加しており、松山市では平成29年度から平成30年度の2ヵ年で整備を行うなど、設置者である市町が実情に応じて整備・改善に取り組んでいるものと認識している。</p>	義務 高校 特支

平成29年6月議会知事・教育長答弁要旨

[区分] 一般質問 [月日] 6月21日(水)

質問者	質問事項	答弁要旨	担当課
渡部(伸) 議員 (市民)	[特別支援学校の教室不足・教諭不足・老朽化について] ◎県立特別支援学校の教室不足の現状に対する認識と、今後の対策はどうか。	<p>特別支援学校のうち、特に知的障がい特別支援学校については、全国的な傾向と同様、近年、児童生徒数が大幅に増加していることから、教室不足の状況にあるが、将来的には、児童生徒数は、少子化の影響等により、減少に転じると見ている。</p> <p>これまで、松山聾学校の余裕教室を活用してみなら特別支援学校松山城北分校を開設したほか、各学校では特別教室等を普通教室として共用するなど、教育活動に支障がないよう対応しており、引き続き、障がいの種別や地域別の動向等も踏まえながら、施設・設備の整備を検討することとしている。</p>	特支
	(再質問) ◎特別支援学校の教室について現状は妥当と考えているのか。	教室不足の現状は認識しているが、色々と工夫しながら運営しております、将来的なことも考えながら、検討していく。	
	[特別支援学校の教室不足・教諭不足・老朽化について] ◎特別支援学校に本県独自の(施設等の)設置基準を策定し、小中高校と同様に基準に基づいた学校運営をしてほしいがどうか。	障がいの種別や障がいの状態に応じて必要となる施設・設備等が異なり、児童生徒一人ひとりの状況に応じた適切かつ柔軟な対応が求められることから、県独自に一律の設置基準を設けることは考えていない。	特支
	(再質問) ◎基準については最低限のものは必要と思うが、どのように認識しているのか。	児童一人ひとりの状況に応じて適切かつ柔軟な対応が求められるので、一律の基準を設けることは考えていない。	

平成29年6月議会知事・教育長答弁要旨

[区分] 一般質問 [月日] 6月21日(水)

質問者	質問事項	答弁要旨	担当課
渡部(伸) 議員 (市民)	[特別支援学校の教室不足・教諭不足・老朽化について] ◎特別支援学校の生徒数と必要な施設の量について、どのような見通しを持っているのか。	特別支援学校に入学する児童生徒数は、今後しばらくは増加傾向が続くと考えられ、不確定要因はあるものの、県教育委員会独自の推計では、ピークとなる平成35年頃には、現在の1,475人から1,600人程度になると見込んでいるが、その後は、少子化の影響等を受け、減少に転じるのではないかと見ていている。 これらの児童生徒を受け入れる学校施設の整備については、障がいの種別や地域別の動向等も踏まえ、検討することとしている。	特支
	[特別支援学校の教室不足・教諭不足・老朽化について] ◎知的障がい部門の児童生徒の増加に対する、教育の質を保障した具体的な対策と予算措置についての所見を問う。	これまで、知的障がいのある児童生徒の増加に対し、平成23年度に新居浜特別支援学校、平成24年度にみなら特別支援学校松山城北分校を開設したほか、平成29年度からは、松山聾学校の余裕教室を活用し、松山城北分校の定員を増員したところ。 引き続き、必要な予算の確保に努め、特別支援学校の教育環境の整備を検討することとしている。	特支
	[特別支援学校の教室不足・教諭不足・老朽化について] ◎県立特別支援学校の教員の約30%が講師であるという状況がもたらす弊害・問題をどう認識しているのか。また、教員不足への認識と、その対策はどうか。	県立特別支援学校では、平成29年度、教員数の23.8%が講師となっているが、各学校では管理職や教諭との連携のもと、円滑に教育活動が行われている。また、県立特別支援学校の教員数は、国が定めた標準法による定数を充足しており、児童生徒数の急増に対応するため、過去5年間で、それまでの5年間の約2.6倍に当たる128人の教員を採用するなど、計画的な採用に努めている。	高校
	(再質問) ◎教諭・講師は、意思疎通が難しいと聞くが、実態はどうか。	各学校では、管理職・教員との連携の下、円滑に実施されているものと認識している。	

平成 29 年 6 月 議会知事・教育長答弁要旨

[区分] 一般質問 [月 日] 6月21日(水)

質問者	質問事項	答弁要旨	担当課
渡部(伸) 議員 (市民)	[特別支援学校の教室不足・教諭不足・老朽化について] ◎しげのぶ特別支援学校の本館の建替えを検討すべきと考えるがどうか。	しげのぶ特別支援学校本館については、平成24年度に「耐震補強工事」を実施したところであり、引き続き、施設の適切な維持管理に努めることとしている。	高校
	(再質問) ◎建替えはいつ頃になるのか。	施設の維持管理に努めているところであり、今の段階ではお答えできない。	
	[特別支援学校の教室不足・教諭不足・老朽化について] ◎しげのぶ特別支援学校における教職員の自家用車の駐車場の抜本的確保と、スロープの設置を早急に検討すべきと考えるがどうか。	教職員の駐車スペースについては、学校用地が限られていることから、抜本的な確保は難しいものと考えている。 また、非常用スロープについては、効果的な避難方法や設置費用等も踏まえ、今後検討することとしている。	特支
	(再質問) ◎検討結果はいつ頃出るのか。	今の段階では、お答えできない。検討を進めていきたい。	
	[特別支援学校の教室不足・教諭不足・老朽化について] ◎他の県立特別支援学校における非常用スロープの設置状況はどうか。	非常用スロープについては、松山聾学校、今治特別支援学校及び宇和特別支援学校の寄宿舎に、滑り台型式のものを設置している。	特支

平成 29 年 6 月 議会知事・教育長答弁要旨

[区分] 一般質問 [月 日] 6月 21 日 (水)

質問者	質問事項	答弁要旨	担当課
渡部（伸）議員（市民）	◎宇和特別支援学校及び新居浜特別支援学校は、児童生徒数が増えているにも関わらず平成29年度予算の需用費・備品購入費が減額された理由と妥当性は何か。	両校ともに、需用費及び備品購入費の平成29年度学校要望額自体が減少したことに伴い予算減となったものである。特に備品購入費については、平成28年度に必要備品をまとめて購入したことの反動による。	特支
	[特別支援学校のスクールバスについて] ◎数が足りず、老朽化も進んでいる県立特別支援学校のスクールバスの現状をどう改善していくのか。	特別支援学校のスクールバスについては、児童生徒の通学負担の軽減を図るため、各校からの要望等も勘案し、増車や更新を計画的に進めており、5年前の平成24年度の13台、乗車定員420名が、現在は22台、乗車定員600名となっており、希望者のうち、9割以上の方がスクールバスを利用できている。 なお、今治特別支援学校では、平成28年度にスクールバス1台を増車したところ。	特支
	[特別支援学校のスクールバスについて] ◎スクールバスの運転手や添乗員は、現在、正規職員として雇用されているのか。また、勤務条件が劣悪と聞くが、どのような条件なのか。	スクールバスの運転士と添乗員は、非常勤職員として雇用しており、1日の勤務は、原則6時間、1日あたりの報酬は、運転士11,500円、添乗員4,350円である。	高校
	◎特別支援学校の校外学習等では、スクールバスを柔軟に利用できているのか。	スクールバスについては、車いすの固定や個別のチャイルドシートのセッティングの関係で利用が困難なしげのぶ特別支援学校を除き、各学校のバス運行規程により、実情に応じて校外学習等で柔軟に利用している。	特支

平成 29 年 6 月 議会知事・教育長答弁要旨

[区分] 一般質問 [月日] 6月21日(水)

質問者	質問事項	答弁要旨	担当課
渡部(伸) 議員 (市民)	◎新採教員の自家用車通勤について、他県の状況はどうか。また、県教委は「新採教員も交通手段の自由が当然あり、自家用車通勤は何ら制限されない」と本当に認識しているのか。	他県の状況については承知していないが、新規採用者を含む教職員の通勤方法は、各個人が判断・決定するものであり、県教育委員会が制限するものではない。	高校
	(再質問) ◎新採教員に周知徹底すべきと思うが、どう考えているのか。	県教育委員会から指導した事実はなく、新採教員も分かっているものと認識している。	

平成29年6月議会知事・教育長答弁要旨

[区分] 一般質問 [月日] 6月22日(木)

質問者	質問事項	答弁要旨	担当課
石川議員 (社民)	[自殺防止対策について] ◎学校現場での児童生徒の自殺防止に資する取組みはどうか。	<p>学校現場においては、児童生徒がかけがえのない命を自ら絶つことのないよう、道徳教育はもとより、小学校では、動植物の飼育や栽培、中学校や高校では、乳幼児とのふれあいや高齢者との交流などの体験活動を通じて、命の尊さに対する意識や自己肯定感を醸成し、他者を思いやる心情や態度を養っている。</p> <p>また、児童生徒が抱える悩みや問題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置、いじめ相談ダイヤル24(にじゅうよん)をはじめとする電話・面談等による相談体制の充実を図るとともに、全国的に自殺の増加が指摘される長期休業明けの前後には、保護者や地域住民等と連携し、学校内外における児童生徒の見守り活動の強化に努めている。</p> <p>県教育委員会としては、引き続き、家庭や地域、関係機関と緊密に連携し、子どもが発する救いの声に的確に応えるとともに、各人が互いに生命や人格を尊重し合いながら生きていく意識の涵養を図ることにより、効果的な自殺予防に努め、未来に向かってたくましく生き抜く児童生徒を育成してまいりたい。</p>	義務 高校 人権

## 文教警察委員会

(教育委員会関係)

### 1 議案の審議状況

#### ○定第 59 号議案

平成 29 年度一般会計補正予算（第 1 号） ······ 原案可決（全員賛成）

#### ○定第 73 号議案

専決処分の承認について（平成 28 年度一般会計補正予算（第 6 号）） ······  
····· ······ ······ ······ ······ ······ ······ 承認（全員賛成）

### 2 主な質疑

- (1) 部活動指導員の配置等について（松井委員、村上委員）
- (2) 教員による長時間勤務の改善について（渡部（浩）委員、村上委員）
- (3) 公立学校教員の人材確保について（赤松委員）
- (4) 学校における熱中症対策等について（高山委員）
- (5) 県立高校入試における障がいのある生徒への配慮について（松井委員）
- (6) 特別支援教育の充実について（渡部（浩）委員、高山委員、村上委員）

## (1) 部活動指導員の配置等について

### 【松井委員】

民活運動部活動支援事業における部活動指導員と教員の役割分担はどのようになるのか。

### 【保健体育課長】

これまで部活動は、顧問教諭の指導の下、必要に応じ外部指導者の技術的な支援を得ながら行われてきた。

今般、部活動に参加する生徒の技術力の向上、教員の負担軽減等を図るために、学校教育法施行規則の一部改正により設けられた部活動指導員は、民間のスポーツ指導者を学校職員として雇用し、顧問教諭とともに、又は顧問教諭に代わって単独で、部活動を指導したり、引率したりすることができるところされた。

このため、部活動指導員には、競技の専門的知識・技能だけでなく、部活動の教育的意義の熟知、発達段階に応じた指導方法、安全確保や事故発生時の適切な対応、休養日の設定やいじめ・体罰の禁止、服務の遵守など学校教育に関する理解が求められることから、今回のモデル事業による実践活動を通して、効果や課題の抽出、今後の対応方策等について検討していくこととしている。

### 【松井委員】

部活動指導員の待遇はどうなるのか。また、人材はどのようにして確保するのか。

### 【保健体育課長】

今回のモデル事業では、時間当たり3,000円程度の報酬を支払うこととしており、労災保険にも加入することとなる。

また、人材確保については、民間企業や民間のスポーツクラブに所属する人にも参加してもらい、本事業における効果や課題を検証しつつ、議論していきたい。

### 【村上委員】

現在も、部活動OB等の外部指導者が部活動指導の支援を行っているが、数はどのくらいか。

### 【保健体育課長】

28年度に、本県で運動部活動の支援を行った外部指導者は、公立中学校で約250名、県立高校で約130名である。

### 【村上委員】

土日に部活動指導ができる人材の確保は比較的容易と思うが、平日に対応できる人材を確保するというのは困難ではないかと考える。

5校に配置する人材を、どのように選考するのか。

### 【保健体育課長】

これまでも、中学校、高校等の部活動支援に、年間72時間を上限に外部指導者を派遣してきたが、土日だけではなく、平日に対応してもらえる人もいた。

本事業では、平日3時間の指導を3日間、土日のうちの1日4時間、週に13時間の指導を行ってもらうこととしており、こうした状況に対応できる指導者を確保できる中学校、高校の中から選考したいと考えている。

### 【村上委員】

本県では、3月の学校教育法施行規則の一部改正を踏まえ、部活動指導員の身分や勤務時間等の制度について、既に整備されているという認識でよいが。

### 【保健体育課長】

まだ、整備されているわけではない。学校教育法施行規則は改正されたが、部活動指導員を学校職員として採用するに当たり、その身分や保障、教育的配慮ができる人材の確保等様々な問題点があると考えられるため、今回のモデル事業で実践研究を行い、その成果と課題等を検証し、今後の効果的な実施方法等を見極めていこうとするものである。

また、部活動指導員の配置に対して、国の財政的な支援措置が講じられないことから、今後、他の都道府県と連携しながら、全国知事会や全国都道府県教育長協議会等を通じて、国に財政支援について要望していきたい。

## (2) 教員による長時間勤務の改善について

### 【渡部(浩)委員】

「教職員業務改善モデル事業」は働き方改革の一環と考えるが、モデル地域である新居浜市及び西条市は具体的にどのような取組みを進めるのか。

### 【義務教育課長】

教職員業務改善モデル事業は、文部科学省の「学校現場における業務改善加速事業」の採択を受け、県教育委員会が実施するもので、モデル地域として新居浜市及び西条市を指定する。

新居浜市では、学校業務改善委員会を設置し、既存業務の見直しを進めるほか、外部有識者等による助言を受け、各小中学校で、教職員の意識改革等を目的とした研修を実施する。また、西条市では、中小企業診断士等による学校業務に対するコンサルティングを行うほか、弁護士等による支援体制の構築や学校事務の共同実施等に関する研究を進めることとしている。

### 【渡部(浩)委員】

モデル地域には、新居浜及び西条の2市のみが応募してきたのか。

### 【義務教育課長】

他の市町も個々に業務改善に取り組む予定であるが、本事業に申し出があったのは、この2市である。県教育委員会では、新居浜市は外部人材を活用した取組みを、西条市は校務支援システムの導入等を進めていることから、モデル地域として適当であると考えており、両市で得られた成果については、他の市町にも情報提供し、業務改善に役立ててもらいたいと考えている。

### 【渡部(浩)委員】

業務改善は、両市だけの課題ではない。県教育委員会としては、得られた成果をどのように活用していくのか。

### 【義務教育課長】

県教育委員会では、昨年10月に県教職員業務改善方針を策定し、今年度は、業務改善をより具体的に進めるため、事務局内にワーキンググループを設置したところであり、モデル事業の成果等を検証しながら同ワーキンググループにおいて業務改善の具体的な方向性を示せるよう検討していきたい。

### 【渡部(浩)委員】

教員の過重労働については、部活動を含めてしっかりと検証し、他県の状況等も十分踏まえて、働き方改革につなげてほしい。

### 【義務教育課長】

モデル地域では、業務改善に先進的に取り組んでいる県への視察も予定している。国や他県の情報収集も進め、各市町に具体的に提案できるものを作っていくみたい。

**【村上委員】**

OECDの調査結果と比較して、本県教員の長時間勤務の実態はどうか。

**【義務教育課長】**

27年12月に、小中学校の教職員の平日の退勤時刻を調査したところ、教職員一人当たり、小学校で1日平均102分、中学校で120分の超過勤務をしているという実態であった。この調査を踏まえると、本県の中学校教員の勤務時間は、参加国中で最も長時間とされたOECD調査の状況とほぼ同様である。

**【村上委員】**

タイムレコーダーがあるわけではないので、退庁時刻をなかなか正直に書きにくい現状にあるのではないか。自己申告ではなく、モデル校にタイムレコーダーを設置するなど、実態調査をしっかりしてもらいたい。また、県教育委員会のノ一残業デーの実施状況はどうか。

**【義務教育課長】**

タイムレコーダーの導入は市町が判断するものであるが、設置の有無にかかわらず、管理職が適切に勤務時間を把握するよう徹底していきたい。また、ノ一残業デーについては、やむを得ない事案が生じ、管理職に報告のうえ残業をする場合を除いては、適切に実施されているものと思う。

**【村上委員】**

教育職員の給与等に関する特別措置法に定められている4項目に係る勤務実態は把握しているのか。

**【義務教育課長】**

個別の項目の実態までは把握していないが、職員会の回数は、27年度は、小学校が平均37.1回、中学校が24.2回で、20年度と比べ、小学校が5.0回、中学校が3.1回減少している。また、軽易な事務連絡等についてはコンピュータ等を活用し、事前に審議内容を周知するなどして、会議時間が長引かないよう配慮している。

### (3)公立学校教員の人材確保について

#### 【赤松委員】

全国的にも公立学校教員の大量退職期を迎えていることが報じられているが、本県における退職者数の見通しはどうか。

#### 【高校教育課長】

今後10年間で、小中学校においては、毎年270～370名程度、県立学校においては、毎年50～140名程度が定年退職する見込みである。

#### 【赤松委員】

教員採用選考試験の応募者数が急速に減っていると聞くが、一次試験の免除や受験年齢制限の緩和など、人材確保に向けた取組みはどうか。他県の取組状況も併せて問う。

#### 【高校教育課長】

教員は、本県の未来を拓く人材育成に関わる大切な役割を担っており、これまで優秀な人材の確保に努めてきたところ。採用選考試験においては、スポーツや芸術文化、語学等、多様な分野の実績を評価する加点制度や、面接重視の選考により、優れた人材の採用に努めている。また、他県の現職教員や本県の講師等に対し、受験年齢の制限を緩和している。受験年齢の上限は、一般的の受験者は39歳であるが、本県の講師等のうち、一定期間の勤務年数を有する者は、小中学校受験の場合は49歳であり、他県の現職教員については、受験年齢の上限を設けていない。さらに、今年度実施の試験から、前年度の一次試験に合格した本県の講師等に一次試験を免除するとともに、従来から県内外の大学等で採用説明会を実施するなど、受験者の確保に努めている。

他県においても、試験の一部免除や特別選考等を導入する傾向にあり、加点制度は、昨年度31県市が導入しているが、本県では、比較的早期の18年度実施試験から導入している。

#### 【赤松委員】

一般受験者の年齢の上限が39歳になったのはいつからか。

#### 【高校教育課長】

21年度実施試験からである。

#### (4)学校における熱中症対策等について

【高山委員】

昨年度の学校における熱中症の発生状況はどのようにになっているのか。

【保健体育課長】

28年度の7～9月に病院で熱中症と診断された件数は267件で、内訳は、小学校40件、中学校134件、高等学校93件となっており、27年度の133件から大幅に増加している。

【高山委員】

学校において熱中症の予防対策等がとられていると思うが、具体的にどのようなことを行っているのか。

【保健体育課長】

熱中症予防のためのポイントとして、直射日光の下での長時間にわたる運動やスポーツ、作業は避ける、帽子をかぶり薄着をする、長時間の運動や作業を行う際はこまめに水分補給を行うことなどについて、文書通知や危機管理研修会において管理職を中心に指導し、熱中症の予防に努めている。

【高山委員】

運動会の実施時期を秋から春に変更するという対策も行っていると聞くが、本県の運動会の実施時期はどのようにになっているのか。

【保健体育課長】

今年度の運動会の春季実施の状況をみると、小学校では28年度の51校から77校に、中学校では3校から34校に増加している。高校は、春に県高校総体があるため、春季実施への移行は2校程度にとどまっている。

運動会の春季実施については、平均気温は低いものの、寒さを脱し気温が上がってくる時期に急激な運動をするとかえって体に負担をかけることもあるので、その点に十分配慮しながら実施することや、新学年直後で集団行動を行うことが難しい面もあるので、工夫しながら対応するよう指導している。

(5) 県立高校入試における障がいのある生徒への配慮について

【松井委員】

大学入試でも発達障がいのある生徒への配慮がなされており、センター試験では、試験時間の延長、試験問題の音読などがあるが、県立高校入試において、障がいのある生徒に対する特別な配慮は行われているのか。また、具体的な配慮事例、件数の推移はどうか。

【高校教育課長】

県立高校入試の受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合、中学校長が特別措置願を志願先の高等学校長に提出し、県教育委員会において個別事案について協議の上、特別措置の実施を決定することとしている。

具体的には、発達障がいのある生徒に対しては、別室受検、筆談での面接、問題用紙の拡大、検査時間の延長等、視覚障がいのある生徒には、拡大鏡の使用や問題用紙の拡大、肢体不自由のある生徒には、車いすの使用に伴う受検教室の配慮、聴覚障がいのある生徒には、FMマイクの使用や英語のリスニング問題の文字による実施等を、それぞれの実情を踏まえて行っている。

29年度入試においては、18件の特別措置を行っており、障がい種別の内訳は、聴覚障がい9件、視覚障がい1件、肢体不自由1件、病弱2件、吃音2件、けが2件、発達障がい1件であった。28年度入試では、22件あり、内訳は、聴覚障がい6件、視覚障がい1件、肢体不自由5件、病弱4件、吃音1件、発達障がい5件となっている。

発達障がいのある生徒数については、25年度2件、26年度3件、27年度2件、28年度5件、29年度1件であり、年々増加しているわけではないが、毎年対象者がいる状況である。

【松井委員】

中学校で日頃、テストでの合理的配慮がなされていない場合でも、専門家や医師が特別な措置が必要と判断した場合は、配慮しているのか。

【高校教育課長】

中学校のテストにおいて配慮がなされていない場合は、高校側にとっては把握が難しいが、そのようなケースでも、中学校から特別措置願の提出がなされることで、配慮は検討できる。

【松井委員】

できるだけ、多くの生徒にチャンスが与えられるよう、今後とも適切に対応してもらいたい。(要望)

## (6) 特別支援教育の充実について

### 【渡部(浩)委員】

東予地区では、新居浜特別支援学校川西分校が開設され、西条市等の重度心身障がい児の教育環境が向上したが、今治地域には知的障がいの特別支援学校しかなく、当該地域の重度心身障がい児は、新居浜特別支援学校川西分校かしげのぶ特別支援学校に通学しており、通学負担軽減について多くの要望があると聞いている。本会議でも質問があったが、今治地域における重度心身障がい児が、今後、地域の学校に通えるようにすることはできないのか。

### 【特別支援教育課長】

今治地域での重度心身障がい児の通学状況については、「愛媛県在宅重度心身障害児（者）を守る会」の独自調査により、新居浜特別支援学校川西分校、しげのぶ特別支援学校に通学せざるを得なかつたり、今治特別支援学校の訪問教育等を受けたりしている現状が報告されているが、教育委員会でも、こうした状況は把握している。

現在、通学の負担軽減に向け、新居浜特別支援学校川西分校のスクールバスの路線延長や時間短縮を検討しているが、新たな学校の設置等については、県内全体の状況や児童生徒数の推移を勘案し、今後検討することとしている。通学負担の更なる軽減を望む声があることは真摯に受け止めている。

### 【渡部(浩)委員】

検討課題として受け止められており、今後の対応を期待する。（要望）

特別支援学校への看護師の配置について、重度心身障がい児が在籍する学校には、全て配置されているのか。また、昨年度、特別支援学級への配置に對しても、国による3分の1の補助制度が創設されたと聞いているが、小中学校の特別支援学級にも、国の補助を受けて看護師が配置されているのか。

### 【特別支援教育課長】

看護師については、肢体不自由特別支援学校3校全てに配置しているほか、その他の特別支援学校においても、医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する全ての学校に配置し、保護者の負担軽減や子どもの自立に向けた取組みを行っている。

また、特別支援学級への看護師配置は、各市町の要望により、国から3分の1の補助を受けられる制度があり、東温市など当制度を活用して看護師を配置している市町がある。

### 【渡部(浩)委員】

学校において痰の吸引等の医療的ケアを望む保護者は多くいる。特別支援学級に在籍する障がい児が安心して教育が受けられるよう、県教育委員会からも市町に対して国の制度を活用した看護師配置の推進について、働きかけてほしい。

**【特別支援教育課長】**

当制度では、各市町が直接文部科学省に申請をすることとなっている。県教育委員会としても、各市町に対し、国の予算措置を紹介するほか、看護師配置が必要な市町に積極的な活用を促す通知を行っている。

**【高山委員】**

特別支援学級等への教員の配置は、児童生徒の人数によって決まるのか。

**【特別支援教育課長】**

小中学校においては、特別な支援を要する児童生徒に対する指導の場として、特別支援学級及び通級指導教室が設置されている。特別支援学級は、障がい種毎に児童生徒8人に対して教員1人という基準があるが、自閉症・情緒障がい学級については、本県では児童生徒5人に対して教員1人としている。また、通級による指導担当教員については、今年度から今後10年かけて国が定数配置を進めることとなっており、その基準は児童生徒13人に教員1人とされている。現状では、各通級指導教室に20名程度の児童生徒が通っており、1教室に教員1人が配置されている。このほか、各市町では、教員とは別に、特別支援学級等に支援員を配置している。

**【村上委員】**

特別支援学級等に配置されている支援員の修学旅行への同行について、ある学校から、費用が出せないために同行が難しいという声を聞いたことがあるが、現状では、支援員が修学旅行へ同行できているケースはあるのか、また、その経費はどこが負担しているのか。

**【特別支援教育課長】**

小中学校における修学旅行等への支援員の同事例は、28、29年度では、県内11市町で115件あり、そのうち7市町96件は、支援員の同行経費が市町によって予算措置されている。その他の19件については学校のPTA会計等から支出されている。

**【村上委員】**

7市町が支援員の同行経費を公費負担し、残り4市町は私費による負担ということである。障害者差別解消法や県の条例における合理的配慮の観点等からも、支援員に係る経費を行政が負担していないのは好ましい状況とは言えず、今後改善を図っていく必要があると考えるが、県教育委員会としての認識はどうか。

**【特別支援教育課長】**

先ほどの同行実態の調査は、各市町に個別に調査したものであるが、まだ市町には結果報告をしていない。市町教育委員会に対し、今後、様々な機会を捉え、今回の調査結果を報告するなどして、県内他市町の状況を認識してもらうこととしたい。

### **【義務教育課長】**

支援員が同行できないことで、児童生徒が修学旅行への参加を断念することがあってはならず、県教育委員会では、仮に支援員が同行できない場合には、状況を勘案しながら、県の旅費で対応できる引率教員を増員するなどの対応を行っている。